

武雄労働基準監督署からのお願い



なくそう 労災かくし

「労災かくし」
は**犯罪**です！



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

労働災害が発生したら

労働者が、仕事の原因で負傷したり、健康を害したことにより、医療機関で治療を受けたときや療養のために仕事を休んだときなどの場合は、「**労災保険※1**」から給付を受けることになります。

また、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、労働基準監督署に「**労働者死傷病報告※2**」により、災害の発生状況や発生原因などを原則として電子申請による方法にて報告する必要があります。

※1 労災保険による給付により、事業主は労働基準法の災害補償規定が免責されます（労働基準法第84条）。

※2 休業4日以上[※]の労働災害は遅滞なく、休業1日～3日の労働災害は四半期（1～3月、4～6月、7～8月、9～12月）ごとにそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、災害が発生した事業場を管轄する労働基準監督署に報告しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

「遅滞なく」とは「おおむね1か月以内」としているケースもありますが、災害報告という趣旨を踏まえて、**速やかに報告**していただくようお願いします。

労災保険の詳細
はこちら



労働者死傷病報告
の詳細はこちら



労災かくしとは

労働者死傷病報告による**報告を故意にしない、虚偽の内容を記載して報告**をするといった行為が「労災かくし」であり、労働安全衛生法に違反する行為になります。また、これに伴い病院での治療に際して労災保険を使用させないなどの問題も生じます。

労災かくしは何がいけない？

- 被災労働者が適切な治療や補償を受けられなかったり、建設工事などでは下請事業者が負担を強いられることになりかねません（建設工事で発生した労働災害に対する災害補償は、元請事業者が成立させた労災保険を使用します。）。
- 労働基準監督署では労働者死傷病報告により災害の情報を収集・分析して、指導方針などを決めています。未報告や虚偽報告があると方針を誤ってしまったり、効果的な指導ができません。
- 災害を発生させた事業者は、発生した労働災害に対する自主的な対策を講じる機会を失い、今後も同様の災害が発生するリスクが残ることになります。

労災かくしをすると

労働基準監督署では、労災かくしを行った事業者に対して、労働安全衛生法違反として捜査して送検するなど、厳正に対応しています。

佐賀労働局管内における送検事例

送検年月	業種	事件概要
令和6年3月	製造業	工場内で発生したクレーンの荷が落下したことによる労働災害について、無資格である労働者Aが玉掛け業務及びクレーンの運転業務を行っていたにもかかわらず、別の有資格者である労働者Bが同業務を行っていたとの虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したものの。
令和7年7月	建設業	工事現場で敷鉄板の設置作業中に作業員が負傷した約4か月の休業を要する労働災害について、会社敷地内で負傷したとする虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したものの。

ここにも注意

- 労働災害により休業した場合、労災保険による休業補償給付は休業4日目から支給されますが、待期期間となる休業3日目までの休業補償は、事業者（建設工事の場合は元請事業者）が行わなければなりません（労働基準法第76条、同法第87条）。
- 建設業で特定の工事現場に付随しない業務（倉庫の整理など）において発生した労働災害については、建設業で成立させた労災保険を使用できません（事務所等の労災保険を使用することとなります。）。

詳細は
こちら



お問合せ先

武雄労働基準監督署

（労働者死傷病報告に関することは監督・安衛課、労災保険に関することは労災課）

TEL：0954-22-2165

受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）（R7.11）

